

令和7年度 集團指導資料

(共通編2)



令和8年 3月

岡山市保健福祉局高齢福祉部事業者指導課

令和7年度集団指導資料（共通編2）

目次

日時：令和8年3月12日、3月13日

1	岡山市障害者自立支援協議会ホームページ「え～んじゃネット」への事業者 情報の空き情報の設定について（依頼）……………	1
2	こども性暴力防止法について【障害福祉サービス事業所向け】……………	7
3	機能強化型指定要件について……………	16
4	在宅でのサービス利用要件について【就労系サービス】……………	17
5	農福連携について（お知らせ）……………	20
6	岡山市における契約内容報告書の提出について……………	21

岡山市内障害福祉サービス等事業所 各位

岡山市障害福祉課長

岡山市役所公式LINEによる障害者向け情報の公開、及び岡山市障害者自立支援協議会
ホームページ「え〜んじゃネット」への事業者情報の空き情報の設定について（依頼）

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、本市では、岡山市役所公式LINEの「障害者向け情報」から、各種の福祉施策の概要やサービス窓口、事業者情報等を誰もが簡易かつ迅速に閲覧・検索できるようにしております。

検索機能のうち、事業所情報については、岡山市障害者自立支援協議会ホームページ内「え〜んじゃネット」へ接続しております。

つきましては、市民の方への的確な事業者情報を提供するため「え〜んじゃネット」への**貴事業所情報の掲載・更新**を適切に行っていただくようお願いいたします。

なお、令和8年度からは「事業所の空き情報」についても登録していただくようお願いいたします。

☆「事業所の空き情報」追加のメリット

- ・利用者が確認しやすい
- ・事業者の負担軽減（問合せ対応等）

【担当】

岡山市障害福祉課 課長補佐 安井
福祉係 都知木
管理係 栗尾
就労・自立支援係 藤井

〒700-8546 岡山市北区鹿田町一丁目1番1号

TEL：086-803-1236 Fax：086-803-1755

E-mail：hukushi@city.okayama.jp

事業所各位

岡山市障害者自立支援協議会

お願いとお知らせ

岡山市障害者自立支援協議会の活動につきまして、日頃よりご協力いただき感謝申し上げます。

さて、岡山市障害者自立支援協議会のホームページ(通称:え〜んじゃネット)につきまして、お知らせとお願いがございます。

え〜んじゃネットの事業所情報の更新を事業者の皆様にご覧いただける仕組みに変更いたします。事業所の空き情報や事業内容の変更等につきまして、タイムリーな情報発信が行えるようになります。利用者の皆様に、より精度の高い情報をお届けできると考えております。

下記の URL にアクセスいただき各事業所のログイン名及びパスワードをご確認ください。これは仮ログイン名・パスワードになりますので、セキュリティ保護のためチラシの裏面にあります手順に従って、ログインしていただき、各事業所のログイン名及びパスワードの変更をお願いいたします。

なお、仮ログイン名・パスワード変更期間が決まっております。お手数ですが下記の期間中にアクセスしログイン名及びパスワードの変更をお願いいたします。

【URL】 <https://okjiritsushien.com/2013>

【 URL へのアクセスおよびログイン名・パスワード変更期間 】

2026年3月12日(木)8:30～2026年3月31日(火)17:00

(新規事業所につきましては、え〜んじゃネットの新規フォーム申し込みにごアクセスをお願いいたします。)

問合せ先

岡山市障害者自立支援協議会 広報部会

問い合わせ窓口:

○地域活動支援センターばる・おかやま

Tel:086-201-1720 Mail: eenjanet.okayamajiritsu@gmail.com

○ひらた旭川荘地域活動支援センター

Tel:086-245-7361 Mail: yokoyama.n.psw@asahigawasou.or.jp



岡山市公式LINEで 障害者向け情報の検索も可能に！



※QRコード読み取り後の手順は裏へ👉

〈利用方法〉

LINEアプリをインストールのうえ、以下のいずれかの方法で「友だち追加」してください。

◎LINE内の検索窓から

「岡山市役所公式LINE」もしくは「okayamacity」で検索する

◎スマートフォンなどのカメラで上の二次元コードを読み取る

【問い合わせ先】

○障害者向け情報について

岡山市 障害福祉課 086-803-1235

○岡山市公式LINE全般について

岡山市 デジタル推進課 086-803-1047



〈利用手順〉



え〜んじゃネット

リニューアル OPEN!

アクセスはこちら！



スマートフォンで左の二次元
バーコードを読み取るか、下記
アドレスを直接入力してアクセ
スしてください

<https://okjiritsushien.com>

え〜んじゃネット



こんな所が新しくなりました。

1

全事業所情報に
「空き情報」
が掲載されるよう
になりました！

2

事業所情報一覧に
「絞り込み機能」
が追加されました！

3

ホームページの
「デザイン」
が一新されました！

事業所の
皆さまへ

空き情報の設定

をお願いします

空き情報は事業所が新規利用者や追加利用者を受け入れることができる状況を示す情報です。「未設定」「空きあり」「残りわずか」「満員」の4つの状態から選択して設定します。利用希望者が事業所選択の判断に使用するため、実際の受け入れ状況に合わせてタイムリーに更新してください。

こちらで詳細マニュアルを閲覧できます。「https://manager.okjiritsushien.com/manuals/enjanet_manual_o.pdf」

障害者のしおりに載せている以上の情報は各自で追記をお願いします。

1. 管理画面にログイン

1. PCのブラウザで「<https://manager.okjiritsushien.com>」へアクセスします。
2. 「ログイン名」と「パスワード」を入力します。
※ログイン名とパスワードは別途ご案内させていただきます
3. ログインボタンを押します。
4. ダッシュボードへ遷移します。



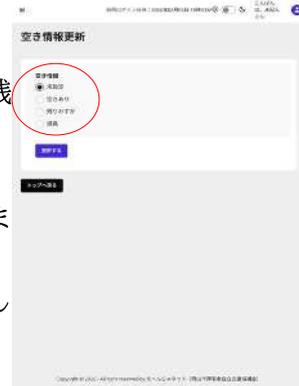
2. 設定ページへ移動

1. ダッシュボード画面の「空き情報更新」をクリックします。



3. 空き情報を更新

1. 「未設定」「空きあり」「残りわずか」「満員」から事業所の空き状態を選択します。
2. 「更新する」ボタンを押します。
3. 空き情報の設定が完了しました



※事業所情報の更新

1. ダッシュボード画面の「事業所情報更新」をクリックします。
2. 移動先の画面の「編集」ボタンをクリックします。



※初回ログイン後は必ずログイン名とパスワードの変更をお願いします。

セキュリティ保護のため、ログイン名とパスワードの変更をしてください。パスワードが変更されるまで、初回ログインガイドが表示されます。**2026年3月16日(月) 8:30～2026年3月31日 17:00(火)の間に変更をお願いします。**



管理ページ



詳細マニュアル



お問い合わせ先： ひらた旭川荘 地域活動支援センター TEL:086-245-7361
地域活動支援センターぱる・おかやま TEL:086-201-1720

こどもをまもろう みんなでまもろう

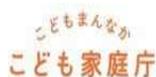


こども性暴力防止法の施行に向けた
検討状況について

こどもまんなか
こども家庭庁

支援局 総務課

こども性暴力防止法施行準備室



こども性暴力防止法とは？



教育・保育などのこどもに接する場での、

こどもへの性暴力を防ぎ、こどもの心と身体を守るため、

2024年6月「**こども性暴力防止法**」が成立しました。

この法律で定められている取組は、

2026年12月25日に施行されます。



※法律の正式名称は「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」といいます。

※ニュースなどでは「日本版DBS」と呼ばれることもあります。

【参考】こども性暴力防止法の概要

(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号))



制度趣旨

児童等に教育・保育等を提供する事業者に対し、**従事者による児童対象性暴力等を防止する措置を講じること等を義務付ける。**

制度対象

事業者が行う各事業・業務が、児童等との関係で、**①支配性、②継続性、③閉鎖性**を有するか否かの観点から、対象事業・業務を規定。

対象事業者	対象業務
学校設置者等 (第2条第3項) 学校、児童福祉施設等、本法に定める措置を義務として実施すべき事業者 民間教育保育等事業者 (第2条第5項) 学習塾、放課後児童クラブ、認可外保育施設等、国の認定を受けて本法に定める措置を実施する事業者	学校設置者等における教員等 (第2条第4項) 教諭、保育士等 民間教育保育等事業者における教育保育等従事者 (第2条第6項) 塾講師、放課後児童支援員等

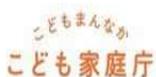
対象事業者に求められる措置等

安全確保措置		情報管理措置
1 日頃から講ずべき措置 ・ 服務規律等のルール作り、環境整備、保護者・児童等への周知・啓発(ガイドライン等項) ・ 性暴力等のおそれの早期把握のための児童等との 面談等 (第5条第1項等) ・ 児童等が 相談を行いやすくするための措置 (相談体制等)(第5条第2項等) ・ 研修 (第8条等)	3 特定性犯罪前科の有無の確認 ・ 児童等に接する業務の従事者は、雇入れ、配置転換等の際に確認が必要 - 学校設置者等の現職者 → 施行から3年以内(第4条第3項) - 民間教育保育等事業者の従事者 → 認定等から1年以内(第26条第3項) ・ 確認を行った従事者は、その後5年ごとに確認(第4条第4項等)	特定性犯罪前科等の情報を適正に管理するための措置 ・ 犯罪事実確認記録等の適正な管理(第11条、第14条等) ・ 犯罪事実確認記録等の利用目的の制限及び第三者提供の禁止(第12条等) ・ 犯罪事実確認書に記載情報の漏えい等の報告(第13条等) ・ 犯罪事実確認記録等の廃棄及び消去(第38条) ・ 情報の秘密保持義務(第39条)
2 被害が疑われる場合の対応 ・ 調査 (第7条第1項等) ・ 被害児童等の 保護・支援 (第7条第2項等)	再犯防止対策	
4 児童対象性暴力等の防止のための措置 ・ ①～③を踏まえ、従事者による児童対象性暴力等が行われる「おそれ」ありと認められる場合、 児童対象性暴力等の防止のための措置(教育・保育等の業務に従事させないなど) を講じなければならない。 ※ 特定性犯罪前科ありの場合、「おそれ」ありとの判断の下で、 防止措置 を実施。詳細はガイドラインで示す予定。	防止措置	

指導・監督

安全確保措置・情報管理措置の実施状況については、国・所轄庁が指導・監督を実施(定期報告、報告徴収及び立入検査、命令、認定等の取消、公表等)。

施行日:令和8年12月25日



制度の対象について



こどもたちが大人から勉強やスポーツなどを教えてもらう場所、保育などを受ける場所、そこでこどもに接して働く人たちが「こども性暴力防止法」の対象になります。

全ての事業者が法律で定める性暴力防止の取組の義務がある

- 学校**
- 認可保育所**
- 認定こども園**
- 児童福祉施設** など

国の「認定」を受けた事業者が法律で定める性暴力防止の取組を行う(認定は任意)

- 認可外保育所**
- 放課後児童クラブ**
- 学習塾**
- スポーツクラブ** など

※対象となるには要件を満たす必要があります

全ての事業者が
法律で定める
性暴力防止の取組の
義務がある



- 学校（幼稚園、小中学校、高校等）
- 専修学校（高等課程）
- 認定こども園
- 児童相談所
- 児童福祉施設
（認可保育所、児童養護施設、
障害児入所施設 等）
- 指定障害児通所支援事業
- 乳児等通園支援事業

など

国の「認定」を受けた事業者が
法律で定める
性暴力防止の取組を行う
（認定は任意）



- 専修学校（一般課程）・各種学校
- 民間教育事業
（学習塾、スポーツクラブ等）
- 放課後児童クラブ
- 一時預かり事業
- 病児保育事業
- 認可外保育事業
- 指定障害福祉サービス事業

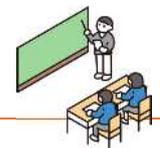
など

※対象となるには要件を満たす必要があります

障害児入所施設、障害児通所支援事業

居宅介護、同行援護、行動援護、短期入所

4



民間教育事業とは

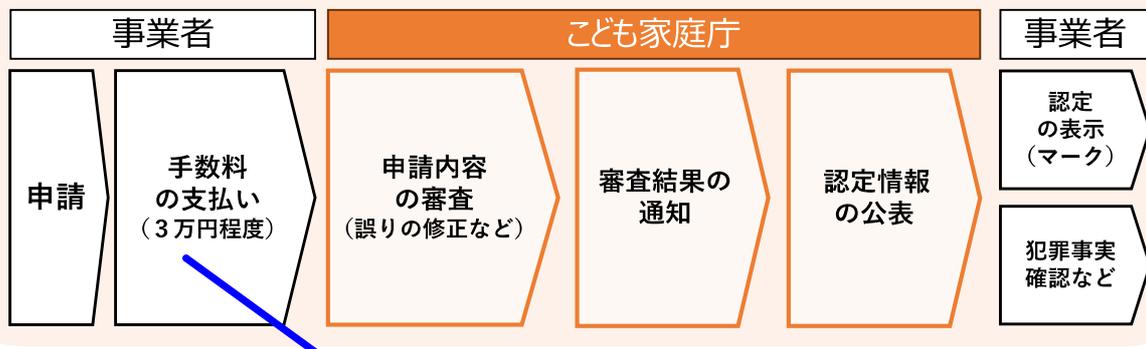
- より幅広い事業者の方に認定を取得していただけるよう、「民間教育事業」を制度対象として設定しています。
- **子どもに何かを教える事業**であれば、事業内容は問いません。子どもの受入れ実績があり、次の要件を満たしている必要があります。
（芸能事務所やこども食堂なども、この要件を満たせば対象）
- 主な要件
 - ① 修業期間要件：**6か月以上の期間中に2回以上同じ子どもが参加できること**
 - ② 対面要件：**子どもと対面で接すること**
 - ③ 場所要件：**子どもの自宅以外（オフィス、カフェ等）で教えることがあること**
 - ④ 人数要件：**子どもに何かを教える者が3人以上**であること

5



認定とは

- 事業者が、こども家庭庁に事業ごとに申請を行い、基準を満たす場合は、認定を受けることができます。認定された事業者は、こどもと接する従事者が、過去に性犯罪を犯していないかの確認などを行う必要があります。
- 認定の基準
⇒ 認定には、**法律で定められた性暴力を防ぐ取組**や**犯歴情報を適正に管理する取組**を**適切に実施する体制**が必要です。
- 必要な手続 ※具体的な手続き方法は、今後こども家庭庁から出るマニュアル参照。
⇒ 認定を受けるためには、**オンラインでの申請**が必要です。
申請から認定までは約 1 ～ 2 か月かかる見込みです。



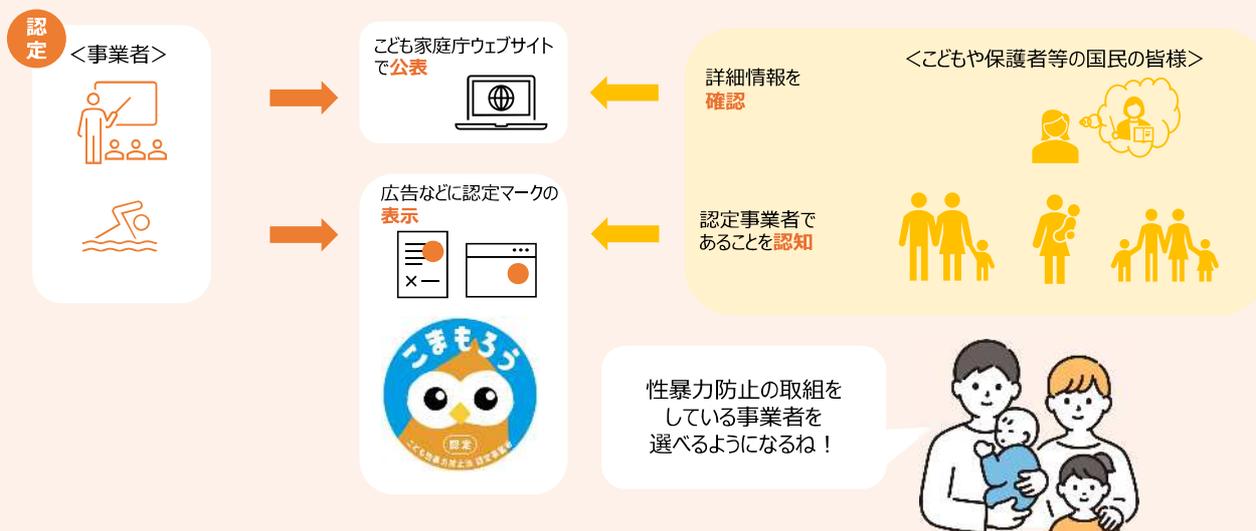
対象事業者に対し、手数料を補助予定（補助額3万円）

※具体的な手続は、今後マニュアルを策定予定です。

6

認定を受けると…

- 国が「認定」した事業者（学習塾、スポーツクラブなど）は、こども家庭庁のウェブサイト上で**公表**され、どの事業者が認定を受けているか確認できるようになります。
- また、「**認定事業者マーク**」を広告などに使えるようになり、**性暴力防止の取組**をしている事業者が一目で分かるようになります。



7

「こどもをまもろう みんなでまもろう」というコンセプトの下、「こまもろう」マークを作りました。

認定事業者マーク



「こまもろう」
こどもをしっかり“見て守る”
黒い大きな瞳と、こどもを
守るために張り巡らせた
“アンテナ”を思わせる少し
尖った頭の形が特徴です。

法定事業者マーク



「認定事業者」ではなく、
法律で性暴力防止の
取組を行う義務が定め
られている「**法定事業
者**」は、こちらのマークを
使うことができます。

＜「こまもろう」マークを付けられるものの例＞

- ・ 制服
 - ・ パンフレット、募集案内、メディア広告、ウェブサイト
 - ・ 名刺、電子メール
 - ・ 受付、玄関ホール、看板
 - ・ 求人広告
- など

「こまもろう」マークで、
性暴力防止の取組が
行われていることが
一目でわかるね！



認定事業者以外が認定事業者マークを、法定事業者以外が法定事業者マークを使うことは、法律等で禁止されており、違反をした場合は、罰則等があります。

対象事業者に求められる性暴力を防ぐための取組について

事業者は、**法律で定められた性暴力を防ぐための取組（安全確保措置）**を実施する必要があります。



日頃から取り組むこと

- ・ 事業者・業界ごとに「性暴力」や「不適切な行為」に当たる行為を決める。
- ・ いちはやく異変に気づくことができるような仕組みを整える（例：面談やアンケート）。
- ・ こどもたちが性暴力について**相談しやすい仕組み**を整える。
- ・ こどもと接する仕事に就く人たち（先生など）は性暴力を防ぐための**研修**を受ける。

性暴力が起こった場合に取り組むこと

- ・ こどもたちの人権を大切に、心を傷つけないように**調査（聴き取りなど）**を行う。
- ・ こどもたちが安心して教育や保育を受けられるように**保護・支援**を行う。

性犯罪を繰り返させないために取り組むこと

- ・ こどもと接する仕事に就く人が、**過去に性犯罪を犯していないかの確認（犯罪事実確認）**を行う。
- ・ 過去に性犯罪を犯していた場合や、調査から性加害を行っていたことが分かった場合等には、性暴力のおそれがあるとの判断の下、**こどもに接する業務に就かせない（防止措置）**。

性暴力とは

- 「**性暴力**」には、犯罪に該当するものだけでなく、「こどもを不快にさせる性的な言動」なども含まれます。
- また、教育・保育などの場において、性暴力を防止していくためには、「性暴力につながる可能性がある「**不適切な行為**」」についても、皆で注意し、防止していく必要があります。

「性暴力」の例

- 不同意性交
- 性的部位への接触
- わいせつな言動
- 児童買春
- 児童ポルノ撮影・所持
- のぞき、盗撮

など



「不適切な行為」の例

- こどもとSNS上で私的なやり取りを行う
- 私物スマートフォンでこどもの写真を撮影する
- 休日にこどもと二人きりで会う
- 不必要な身体接触（おむつの中に手を入れて排せつを確認するなど）を行う
- 特定のこどもばかり、理由なく担当しようとする

など

→ 過度な委縮につながらないように、現場の従事者とコミュニケーションを図り、日々の振り返りなどを通じて、「**不適切な行為**」の共通認識を形成することが重要です。

10

犯罪事実確認とは

- **事業者は、こどもと接する業務の従事者について、雇入れや配置転換の際、過去の性犯罪歴の確認が必要**となります。

確認の対象

- 犯罪事実確認では、「**特定性犯罪**」と呼ばれる罪を犯し、
 - 1) 拘禁刑の執行が終わってから20年が経過していないもの
 - 2) 拘禁刑の執行猶予の判決が確定してから10年が経過していないもの
 - 3) 罰金刑の執行が終わってから10年が経過していないもの
 が確認の対象となります。

- 「**特定性犯罪**」の例 ※ 成人に対する性犯罪を含む。



不同意
わいせつ

児童買春

児童ポルノ
所持

痴漢

盗撮

未成年
淫行

など

11

犯歴「なし」の場合

- ① 事業者からこども家庭庁に申請
- ② 戸籍情報は、従事者本人がこども家庭庁に提出
- ③ こども家庭庁から法務省に性犯罪前科を照会
- ④ 法務省からこども家庭庁に回答
- ⑤ こども家庭庁から事業者に犯罪事実確認書を交付

犯歴「あり」の場合

- ① 事業者からこども家庭庁に申請
- ② 戸籍情報は、従事者本人がこども家庭庁に提出
- ③ こども家庭庁から法務省に性犯罪前科を照会
- ④ 法務省からこども家庭庁に回答
- ⑤ こども家庭庁から**従事者本人に回答内容を事前に通知**。従事者本人は、通知内容の訂正請求が可能。
- ⑥ -1 訂正請求期間中に従事者本人が**内定辞退すれば、犯罪事実確認書は交付されない**
- 2 訂正請求せず2週間が経過すれば、こども家庭庁から**事業者に犯罪事実確認書を交付**



! 犯歴のある・なしに関わらず、犯罪事実確認に関する情報は厳重に取り扱う必要があります。

※ 対象従事者が派遣労働者等である場合は、派遣元ではなく、派遣先の事業者にて犯罪事実確認を実施します。

※具体的な手続き方法は、今後こども家庭庁から出るマニュアル参照。

対象となる業務は？

- 教員、保育士等、**こどもと常に接する職種は一律対象**となります。
- 事務職員、送迎バスの運転手など、業務内容によって、**こどもに継続的に接する可能性がある職種は、現場判断で対象**とできるように整理しています。
- 雇用形態の違い、雇用契約の有無などにかかわらず、短期間の労働者、ボランティアなども対象になります。

一律対象となる



実態に応じて対象を現場で判断する



犯罪事実確認の期限

① 新規採用・配置転換：内定・内示等から従事開始まで

<やむを得ず間に合わない場合の特例（いとま特例）>

- ・ 急な欠員、人事異動等：従事開始から3か月以内に確認
- ・ 合併・新設、国による確認の遅れ等：従事開始から6か月以内に確認

※ 確認が済むまでは、原則こどもと1対1にさせない等の措置をとる必要があります。

② 義務事業の現職者：法施行から3年以内

③ 認定事業の現職者：認定から1年以内

④ 一度確認を受けた者：5年ごとに再確認が必要

犯罪事実確認にかかる時間

- 日本国籍の場合：2週間～1か月程度
- 外国籍の場合：1か月～2か月程度



事業者が採用に当たって行うべきこと

- ・ 内定者に犯罪事実確認を行い、性犯罪歴があることが分かった場合、性暴力のおそれがあるとの判断の下、内定取消しなどの対応（防止措置）をとる必要があります。
- ・ ただし、内定取消しが有効と認められるためには、法に基づいて行う犯罪事実確認とは別に、**採用過程で性犯罪歴が無いことを書面等で確認したり、内定取消事由を予め明示すること等**の事前の確認・対応が必要となります。

※ 事前に性犯罪歴を確認していれば、求職者が性犯罪歴を隠したり、虚偽の報告をしたことが発覚した場合、内定取消事由としての「重要な経歴の詐称」に該当するものと考えられます。
(事前に確認していないと、性犯罪歴が発覚しただけでは内定取消しが認められない可能性があります。)

採用段階ごとに必要な作業のイメージ



※ 雇用契約の始期以降に犯罪事実確認を行う場合も想定されるため、就業規則に試用期間の解約事由・懲戒事由として「重要な経歴の詐称」を定めておくことも重要です。

事業者は、**犯罪事実確認に関する情報を適正に管理するための取組（情報管理措置）**を実施する必要があります。

日ごろから取り組むこと



- 犯歴という非常に機微な情報について、適正に管理を行う。
- 犯歴情報を適正に管理するためのルール（情報管理規程）を整える。
- **犯歴情報を扱う者を必要最小限に限定**する。
- **新たに開発するシステムでのみ犯歴情報を扱う**（別の記録・保存は極力控える）。
- 犯歴情報を扱う情報端末のセキュリティ環境を整える。

情報漏えい等が起こった場合に取り組むこと

- 万が一、漏えいなどの重大な事態が発生した場合、国（こども家庭庁）に直ちに報告。（場合によっては、個人情報保護委員会への報告も必要）

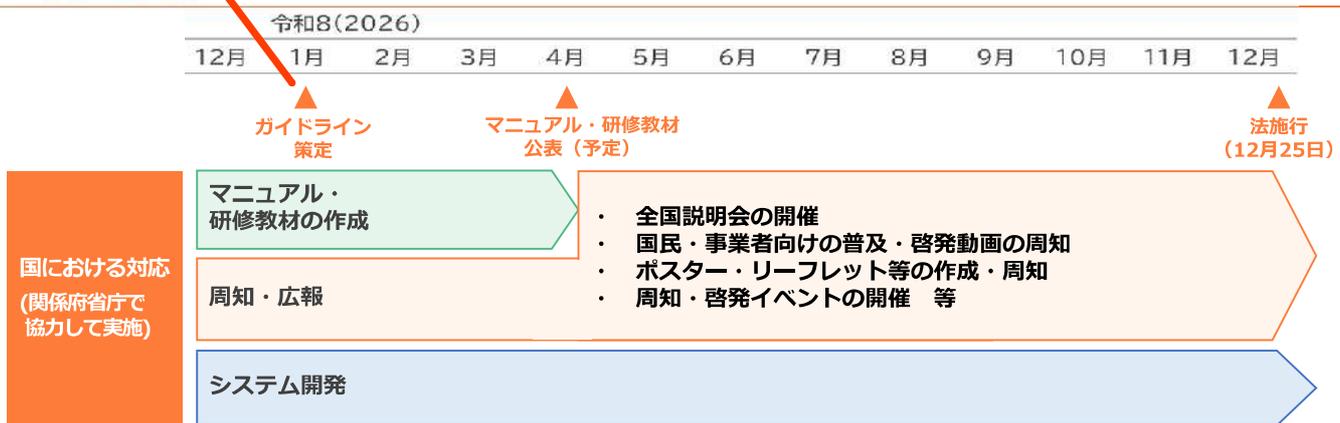
⚠ 犯罪事実確認によって得た従事者の性犯歴を、みだりに他人に教えるなどした場合は、法に基づく刑事罰が科されるだけでなく、民事上の損害賠償請求の対象となり得ます。

こども家庭庁のHPにガイドラインがあります。
ガイドラインには認定前後で必要なこと等が記載されているので、
認定を申請される場合は申請前に必ず確認してください。

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou>

16

今後の法施行までのスケジュールについて



<事業者における準備事項>

犯罪事実確認
防止措置

- ・ 制度開始についての従事者等への周知（犯罪事実確認の対象になる旨など）
- ・ 対象従事者の範囲の検討・確定
- ・ 採用過程での性犯罪前科の事前確認
- ・ 性暴力、不適切な行為等の範囲の検討、服務規律への位置付け 等

- ・ 義務対象事業者のシステム一括登録準備（GビズID取得など）

安全確保措置
等

- ・ 環境・体制整備（相談窓口設置、研修、規程の整備等）
- ・ 認定申請の準備 等

【相談支援】機能強化型指定要件

(自立支援協議会及び基幹相談支援センター)

第7期障害福祉計画の成果目標として、地域における相談支援体制の充実・強化の取組が求められており、自立支援協議会の活性化が重要である

→機能強化型Ⅰ～Ⅲの指定要件の協議会等への「参画」を、下記のとおり明確化する

- ⑦「協議会に参画」とは
 - 協議会のコアメンバーとして活動していること
 - コアメンバーとは、部会の中核として、企画・運営を行うメンバー
- ⑧「相談支援体制の強化の取組に参画」とは
 - 基幹相談支援センターが企画・運営する研修会等への参加と協力（ファシリテーター等）

指定要件	該当有無
⑦ 協議会に参画し、協議会の構成機関等の連携の緊密化を図るために必要な取組を実施している。	有・無
⑧ 基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組に参画している。	有・無

機能強化型届出書
(単独型) 抜粋

【就労系サービス】在宅でのサービス利用要件

在宅でのサービス利用の要件のうち、「ウ緊急時の対応ができること」については、「…あらかじめ対応の流れを定めておくとともに、緊急事態が発生した際には当該事業所の職員が速やかに利用者の元へ駆けつけ、緊急時の対応が実施できる体制を整備しておく必要がある」とされている。

このうち、利用者の支給決定に際して、在宅支援における緊急時の対応の可否を判断するに当たり、距離又は所要時間に関する基準を下記のとおり整理する。

事業所の所在地が、市内、又は利用者宅から概ね30分以内であること。

<参考> 厚生労働省 「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A VOL.8（令和7年3月31日）」問2

(オンラインによる支援について)

問2 「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について」（平成19年4月2日障発第0402001号厚生労働省社会・援護局障害福祉部障害福祉課長通知。以下「留意事項通知」という。）の記2の（3）について、他都道府県等の遠方に居住する利用者に対して、オンラインによる支援を行うことは可能か。

(答)

- 就労移行支援事業所、就労継続支援事業所については、就労を希望する障害者や通常の事業所に雇用されることが困難な障害者に対して、生産活動、職場体験その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識・能力の向上のための訓練等を実施することで、本人の希望や能力、適性等に応じて、一般就労に移行し、しっかりと定着できるような支援することが重要である。
- そのため、直接処遇職員は、利用者の状態や訓練の進捗状況等を直接確認しながら、作業に伴う指導や相談等を随時行う必要があり、原則として対面での支援を行うことが求められる。
- 一方、オンラインによる支援が認められるのは、例えば、重度障害者で通所が困難であることなどを理由に、オンラインによる在宅での就労を希望する者であって、オンラインによる支援の効果が認められると市町村が判断した場合など、留意事項通知で定める要件の全てに該当する場合に限られる。
- また、留意事項通知において記載している要件のうち「ウ 緊急時の対応ができること。」については、事故発生時、利用者の状態の急変時、災害の発生時等及びオンラインでの支援を行う場合における緊急時の対応について、あらかじめ対応の流れを定めておくとともに、緊急事態が発生した際には当該事業所の職員が速やかに利用者の元へ駆けつけ、緊急時の対応が実施できる体制を整備しておく必要がある。

- 一概に他都道府県に在住していることをもって、オンラインによる支援を不可としないが、緊急時対応が担保されないような地域の利用者へのオンラインによる支援は原則として認められない。

- 以上を踏まえ、指定権者におかれては、事業所からオンラインによる支援を実施する旨の届出があった際に、オンラインによる支援によって利用者的一般就労の知識や能力の向上に資するものか、留意事項通知で定める要件の全てを満たしているか、緊急時に行う対応について、利用者への支援に支障がないと認められるものかどうかを確認し、オンラインでも適切な支援が提供可能かを

判断されたい。

また、支給決定を行う自治体におかれても、オンラインによる支援を希望する利用者がいる場合には、支援を提供する事業所の情報など、指定権者に対し、事業所の状況を聴取するなど自治体間で適宜連携を図りたい。

(参考)

- 「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について」（平成19年4月2日障発第0402001号厚生労働省社会・援護局障害福祉部部長通知

1 (略)

2 報酬請求に関する事項について

(3) 在宅において利用する場合の支援について

- ① 就労移行支援事業所又は就労継続支援事業所において、在宅でのサービス利用を希望する者であって、在宅でのサービス利用による支援効果が認められると市町村が判断した利用者（以下「在宅利用者」という。）に対して就労移行支援又は就労継続支援を提供するに当たり、次のアからキまでの要件のいずれにも該当する場合に限り、報酬を算定する。

なお、在宅で就労移行支援又は就労継続支援を提供する場合には、運営規程において、在宅で実施する訓練内容及び支援内容を明記しておくとともに、在宅で実施した訓練内容及び支援内容並びに訓練状況及び支援状況を指定権者から求められた場合には提出できるようにしておくこと。その際、訓練状況（在宅利用者が実際に訓練している状況）及び支援状況（在宅利用者への訓練課題に係る説明や質疑への対応、健康管理や求職活動に係る助言等）については、本人の同意を得るなど適切な手続きを経た上で、音声データ、動画ファイル又は静止画像等をセキュリテイ一が施された状態で保存し、指定権者から求められた場合には個人情報に配慮した上で、提出できるようにしておくことが望ましい。

ア 通常の事業所に雇用されることが困難な障害者につき、就労の機会を提供するとともに生産活動その他の活動の機会を提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援が行われるとともに、常に在宅利用者が行う作業活動、訓練等のメニューが確保されていること。

イ 在宅利用者の支援に当たり、1日2回は連絡、助言又は進捗状況の確認等のその他の支援が行われ、日報が作成されていること。また、作業活動、訓練等の内容又は在宅利用者の希望等に応じ、1日2回を超えた対応も行うこと。

ウ 緊急時の対応ができること。

エ 在宅利用者が作業活動、訓練等を行う上で疑義が生じた際の照会等に対し、随時、訪問や連絡による必要な支援が提供できる体制を確保すること。

オ 事業所職員による訪問、在宅利用者による通所又は電話・パソコン等のICT機器の活用により、評価等を1週間につき1回は行うこと。

カ 在宅利用者については、原則として月の利用日数のうち1日は事業所職員による訪問又は在宅利用者による通所により、在宅利用者の居宅又は事業所内において訓練目標に対する達成度

の評価等を行うこと。

キ オが通所により行われ、あわせてカの評価等も行われた場合、カによる通所に置き換えて差し支えない。

② (略)

3～4 (略)

岡山県農福連携サポートセンターが 農林水産業と福祉をつなぐ

農福連携(のうふくれんけい)とは、農林水産業と福祉が連携し、障害者等の農林水産分野での活躍を通じて、農林水産業経営の発展とともに、障害者等の自信や生きがいを創出し、社会参画を実現する取組です。

農福連携で目指す3つのこと

- 1 農林水産業者の高齢化に伴う生産能力低下、人手不足の課題の解消を目指す
- 2 障害のある方等の就労機会の拡大や賃金(工賃)向上を目指す
- 3 障害のある方等の農林水産業を通じた生きがいの創出や社会参画の実現を目指す

農福連携サポートセンターの業務内容

- 施設外就労等のマッチング**
農林水産業者等から相談を受け、施設外就労等のマッチングを行っています。
- 農福連携指導者養成研修の実施**
福祉事業所の職員を対象にした農業の技術や知識を得るための研修会を実施しています。
- 農福連携マルシェの開催**
福祉事業所が生産に取り組んでいる農作物や加工品などを展示販売します。事業所の活動内容を広く県民に知ってもらい農業と福祉への理解促進を図っています。
- ハレの福産良品PR、認知度向上**
岡山県では本県独自の農福連携ブランド「ハレの福産良品」を推進しています。
- 資料作成・セミナー等の開催**
推進資料の作成や、農林水産業者や福祉事業所の職員などを対象とした啓発セミナーなどの開催を行っています。

先進地視察・農業体験会の実施

先進地視察、福祉事業所の利用者を対象とした農業体験会を実施しています。



セミナーの様子



マルシェイベント

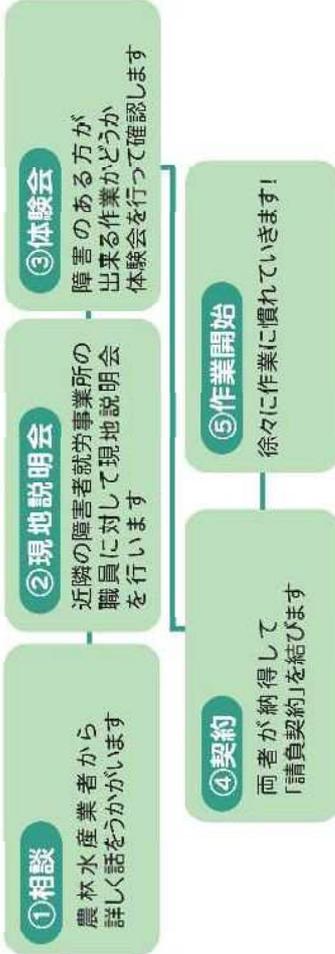


作業の様子

岡山県農福連携サポートセンターが 農林水産業者と障害者就労事業所との橋渡しをします



マッチングの流れ



問合せ先

岡山県農福連携サポートセンター

岡山市北区南方2-13-1 (きらめきプラザ1階)
TEL : (086) 222-0300
FAX : (086) 226-0155
HP : <https://okanoufuku.selpokayama.com>
e-mail : okanoufuku@gaea.ocn.ne.jp

事 務 連 絡
令和 7 年 9 月 2 9 日

岡山市内指定事業所 管理者 様

岡山市障害福祉課長

岡山市における契約内容報告書の提出について

平素から本市の障害福祉施策の推進にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、令和 7 年 7 月 3 0 日に「介護給付費等に係る支給決定事務について」の改正が行われ、市町村が審査支払事務において国保連から提供される情報で契約内容を確認できる場合には、市町村の判断により、事業者は契約内容報告書の提出を省略することができることとなりました。

つきましては、本市としても契約内容報告書の提出を検討した結果、省略することに致します。

記

1 対象期間

令和 7 年 1 0 月 1 日以降

2 その他

契約内容報告書について、本市から個別に提出を依頼する場合がございます。その際は別途ご案内しますので、ご協力よろしくお願いいたします。

〒 7 0 0 - 8 5 4 6

岡山市北区鹿田町一丁目 1 - 1

岡山市保健福祉局障害・生活福祉部

障害福祉課管理係 梶原

直通電話 0 8 6 - 8 0 3 - 1 2 3 5

F A X 0 8 6 - 8 0 3 - 1 7 5 5